

収支報告書（令和7年分）

（ 年 月 日開催パーティー分）

* 1～4は提出日現在の内容を記入

ふりがな

1 政治団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

ごいんをまじまじとごもんと 議員様を見守る水戸黄門党	
伊勢崎市中央町19-4	
太田 勝喜	(受付印) 群馬県 -8.5.28 選挙管理委員会 收受
黒崎 信一	

※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に ☒ を入れること。

政治団体の区分	
☐	政党
☐	政党の支部
	政治資金団体
	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
☒	その他の政治団体 (資金管理団体を含む)
☐	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☐	2以上の都道府県の区域等
☒	群馬県内

収支報告書作成担当者の氏名

黒崎 信一

(電話連絡先)

080-6695-2338

(選管使用欄)

番号

82008

資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）

☐ 有 ☒ 無

* 以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）

公職の種類

(現・候)

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

資金管理団体の指定の期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年 月 日 から
年 月 日 まで

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）

* 国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る
国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

太田 勝喜

公職の種類

衆議員議員 (現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年 月 日 から
年 月 日 まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
収 入 総 額	-----A=B+C				0
(前年からの繰越額) *前年の収支報告書から転記	-----B				0
(本年の収入額)	-----C				0
支 出 総 額	-----D				0
翌年への繰越額	-----E=A-D				0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		*会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上			
金 額	-----	十億	百万	千	円
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	-----	0人			

(2) 寄 附		*本部・支部間の交付金は含まれない→(その5)に計上			
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考			
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億 百万 千 円	(その7)に内訳を記載			
(うち特定寄附)					
(イ) 法人その他の団体からの寄附		(その7)に内訳を記載			
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		(その7)に内訳を記載			
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)					
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		(その8)に内訳を記載			
イ 政 党 匿 名 寄 附		(その9)に内訳を記載			
合 計 (ア + イ)					

政党(支部を含む)及び政治資金団体以外は法人その他の団体からの寄附を受けられない

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

*すべての項目について「有」又は「無」に ☒ を入れること。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

*「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その18）に記載すること。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

* 添付したものに ☒ を入れること。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| ☐ | 1 領収書等の写し |
| ☐ | 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。） |
| ☒ | 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。） |

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 5 月 28 日

政治団体の名称

議員様を見守る本夕黄門党

会計責任者の氏名

黒 崎 信一

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

太 田 勝 喜

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和 8年 5月 21日

議員様を見守る水戸黄門党

代表 太田 勝喜 殿

登録政治資金監査人 齋藤 富智恵

登録番号 第 398 号

研修修了年月日 平成 20 年 12 月 18 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、議員様を見守る水戸黄門党の令和 7 年に係る法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、同一の代表太田勝喜に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査の効率的な実施のため収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると齋藤富智恵が判断したため、萩原勝善後援会の主たる事務所（群馬県伊勢崎市大手町 3-1 i タワー花の森 5053）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、議員様を見守る水戸黄門党に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

議員様を見守る水戸黄門党と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上